

特定工場における公害防止組織の整備に関する手続きの

確認事項一覧（騒音・振動）

- 1 届出の詳細・・・1 ページ
- 2 対象事業者・・・3 ページ
- 3 対象施設・・・4 ページ

1 届出の詳細

公害防止統括者（の代理者）の選任・死亡・解任の届出	
届出様式	様式第1 公害防止統括者（公害防止統括者の代理者）選任、死亡・解任届出書
手続根拠	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 第3条、第6条
手続対象者	公害防止統括者（の代理者）を選任・死亡・解任した場合 （常時使用する従業員数が20人以下の特定工場では公害防止統括者の選任は不要）
提出時期	選任・死亡・解任した日から30日以内
提出先	諏訪市役所 生活環境課
部数	正本1・副本1
添付書類	なし

公害防止管理者（の代理者）の選任・死亡・解任の届出	
届出様式	様式第2 公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）選任、死亡・解任届出書
手続根拠	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 第4条、第6条
手続対象者	公害防止管理者の代理者を選任・死亡・解任した場合
提出時期	選任・死亡・解任した日から30日以内
提出先	諏訪市役所 生活環境課
部数	正本1・副本1
添付書類	・資格証明書（国家試験合格証書又は資格認定講習修了証書）の写し

公害防止主任管理者（の代理者）の選任・死亡・解任の届出	
届出様式	様式第3 公害防止主任管理者（公害防止主任管理者の代理者）選任、死亡・解任届出書
手続根拠	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 第5条、第6条
手続対象者	公害防止主任管理者（の代理者）を選任・死亡・解任した場合 （常時使用する従業員数が20人以下の特定工場では公害防止統括者の選任は不要）
提出時期	選任・死亡・解任した日から30日以内
提出先	諏訪市役所 生活環境課
部数	正本1・副本1
添付書類	・資格証明書（国家試験合格証書又は資格認定講習修了証書）の写し

承継の届出	
届出様式	様式第3の2 承継届出書
手続根拠	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 第10条
手続対象者	特定事業者について相続又は合併により相続人、又は法人が特定事業者の地位を承継した場合
提出時期	遅滞なく提出すること
提出先	諏訪市役所 生活環境課
部数	正本1・副本1
添付書類	1、2、3いずれかの書面を添付 1. 様式第3の3 相続同意証明書及び戸籍謄本 2. 様式第3の4 相続証明書及び戸籍謄本 3. 法人の登記簿の謄本

2 対象事業者

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律で定める業種（第2条、施行令第1条）

1	製造業(物品の加工業を含む。)
2	電気供給業
3	ガス供給業
4	熱供給業

3 対象施設

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく騒音発生施設

(法第2条、施行令第4条)

1	機械プレス（呼び加圧能力が九百八十キロニュートン以上のものに限る。）
2	鍛造機（落下部分の重量が一トン以上のハンマーに限る。）

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく振動発生施設

(法第2条、施行令第5条)

1	液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が二千九百四十一キロニュートン以上のものに限る。）
2	機械プレス（呼び加圧能力が九百八十キロニュートン以上のものに限る。）
3	鍛造機（落下部分の重量が一トン以上のハンマーに限る。）